

2008年3月24日

公正取引委員会
委員長 竹島 一彦 殿

全国商工団体連合会
会長 国分 稔
東京都豊島区目白 2-36-13
TEL 03-3987-4391

格差是正と中小企業者の「底上げ」、公正取引ルールの確立へ 下請法等の改正と運用改善についての要望書

政府は「日本経済の進路と戦略」において、「我が国の経済成長の原動力である中小企業の多くが、景気回復の恩恵を受けられずにいる状況が、閉塞感を生み、将来への明るい展望を持つことを困難にしていると考えられ、このような現状を打開し、閉塞感につながる悪循環を、希望ある好循環に転換していくことが大きな課題になっている」との認識の下、昨年来、大企業と中小企業との格差解消の問題を課題として「成長力底上げ戦略」などの取り組みが進められてきました。

しかし、私どもの「中小商工業研究所」の営業動向08上期（08年3月）調査によると、前回調査（昨年10月）よりさらに悪化して、経営判断のDI値は、4期連続の-50台という極めて深刻な事態になっています。原油などコスト上昇が収益を圧迫している事業者は9割をこえ、転嫁ができていない事業者も8割をこえています。そればかりか、下請事業者が「従来のままでは対応できないと単価の引き上げを」親企業に求めたが拒否された。「下請代金の引き下げを求められ、仕事が切られるのではと応じざるをえなかった」などのケースがあとを絶ちません。下請取引の適正化はまさに待ったなしの緊急切実な課題になっています。個々の下請企業者の「協議を求める」（下請ガイドライン）自助努力などで解決することなど望める状況にはありません。そこで、平成15年改正下請法の運用の実態も踏まえ、下請法の改正等がはかられますよう下記事項について要望いたします。

【要望事項】

1、下請取引検査官の増員をはかり、下請取引について立入調査を強化するなど下請取引違反の根絶へ意欲ある取組みを行うこと。

2、書類作成保存義務（下請法 5 条）を延長し、書面交付義務（下請法 3 条）違反について罰則を強化すること。

3、違反行為のほとんどが行政指導にあたる「警告」により処理されている運用を改め、違反行為の予防を図るためにも「勧告」を原則とする運用に改め、「必要な措置」を積極的に勧告し、被害救済と原状回復をはかるようにすること。

4、「勧告」（下請法 7 条）に従わない事業者には行政処分もできるようにするよう制裁規定の強化をもちこむこと。

5、下請法違反について違反金制度をもうけ、被害金額の 3 倍を損害賠償として加害企業に課すようにし、被害企業救済を実効性のあるものとする。

6、下請業者からの相談・告発には厳正かつ迅速に対処し事件調査にあたれるようにするため、報告徴収・検査権限（下請法 9 条 1 項）として強制処分権限も付与すること。

7、資本金等の形式的基準によって定める「親事業者」や「下請事業者」の基準から、取引依存度なども加味した相対的な基準にするなど取引実態をふまえたものに改めること。

8、中小企業団体のカルテル等を独占禁止法の適用対象外にすること。

※（「営業調査 08 年上期」など関連する資料は当日持参いたします）
以上